

議案第5号

基山町税条例の一部改正について

基山町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町税条例の一部を改正する条例

基山町税条例（昭和24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第2項中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の基山町税条例の規定は、平成30年1月1日から適用する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の基山町税条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成29年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部が改正されたことに伴い、条項番号が改正されたため、基山町税条例を改正する必要がある。